



平成 29 年 5 月 9 日

各 位

会社名 J S R 株 式 会 社
代表者名 取 締 役 社 長 小 柴 満 信
(コード番号：4185 東証第一部)
問合せ先 広 報 部 桑 島 信 彦
(TEL 03-6218-3517)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 9 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 6 月 16 日開催予定の第 72 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

当社では、株主の皆様説明責任を果たしたうえで、経営計画および事業戦略を着実に遂行し持続的な発展と中長期的な企業価値の向上に資する役員報酬制度として、以下のとおり、取締役に対する報酬をご承認いただいております。

- ① 固定報酬である基本報酬
- ② 取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」）に対する単年度の会社業績達成度に連動する年次賞与
- ③ 株価変動の影響を株主の皆様と共有する事を目的とした、対象取締役に対する株式報酬型ストックオプション
- ④ 対象取締役に対する中長期的な会社業績達成度に連動する中期業績連動賞与

本制度は、対象取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株式報酬型ストックオプションに比して付与当初から株式を保有することで株主の皆様との価値の共有を早期に促進することを目的として、上記③の株式報酬型ストックオプションに替えて導入する制度です。

本制度の内容については、メンバーの過半数を独立社外取締役で構成し、独立社外取締役が委員長を務める報酬諮問委員会（以下「報酬諮問委員会」）から、適切である旨の答申を受けております。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

本制度が導入されることを条件に、既に付与済みのものを除き、取締役に対する株式報酬型ストックオプションは廃止することとし、今後取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 100 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年 100,000 株以内といたします。ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整するものといたします。

なお、その 1 株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等、本制度により当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を 3 年間禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む契約（以下「譲渡制限付株式割当契約」）が締結されることを条件といたします。

（ご参考）

本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合には、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に對するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行または処分する予定です。

以 上